平成２３年（フ）第４６７号
埼玉県草加市谷塚上町107番地９　ニューハイツ102号
破産者　藤原　京子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
群馬県館林市小桑原町1270番地の２ハイツ明和102―203、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市大字南後谷257番地１
破産者　勢司　久子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県吉川市大字上内川848番地１
破産者　加瀬　伸雄
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
新潟市北区新元島町3920番地45
破産者　熊木　　真
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３５号
新潟市北区太郎代833番地13
破産者　小熊　秀和
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５５号
新潟県五泉市二ツ柳62番地３　ヒルトップＫＢ号室
破産者　林　奈美枝
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３２４号
大阪市東淀川区小松４丁目１番２―711号、前住所大阪府吹田市東御旅町９番３号
破産者　長谷川徹こと　張　　徹
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２０号
大阪府高槻市名神町６番５号
破産者　藤堂　正英
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０号
広島市南区比治山町３番６―802号
破産者　保木　久司
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
福岡市東区和白東３丁目15番３号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵503番地１レオパレスアベニュー赤坂105号
破産者　磯上　英樹
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２３号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目１番12―105号
破産者　末永　節夫
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３６号
秋田市柳田字鳥越114番地６　リーガルシティ201
破産者　檜山まゆ子（旧姓宮腰）
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５５号
秋田市牛島南２丁目21番23号
破産者　鈴木　博明
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６０号
秋田市河辺松渕字川原田家ノ後１番地２　秋田市松渕市営住宅３号
破産者　吉川　欣光
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６２号
秋田市飯島字坂道端25番地４　セジュール飯島102
破産者　阿部由香里（旧姓横澤）
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
秋田県湯沢市稲庭町字南ケ沢７番地１
破産者　佐藤　桂一
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８４号
福島市蓬莱町２丁目５番２―14号
破産者　川村洋一郎
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
福島県須賀川市木之崎字蓑輪６番地79
破産者　岩井　裕美
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
千葉県山武郡大網白里町南横川3098番地34
破産者　中島　清治
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係